

公正で自由な競争環境を促進し、守る。



公正取引委員会

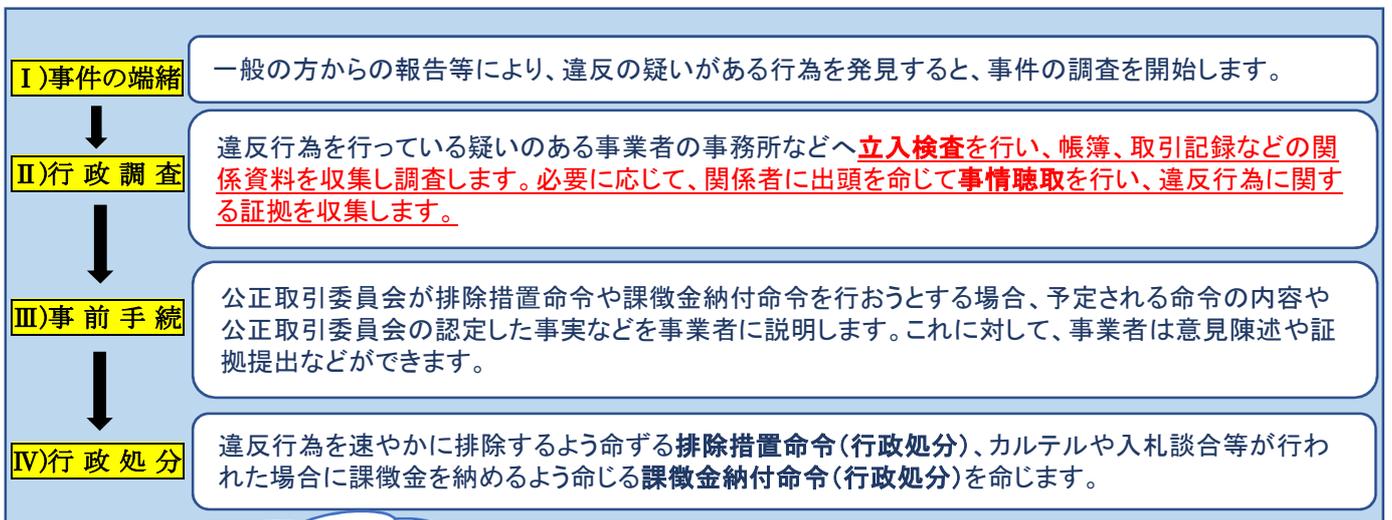
公正取引委員会は、

独占禁止法を運用し、自由で公正な経済活動により、消費者の利益を守っています。

経済活動における公正かつ自由な競争を守るため、独占禁止法とその補完法である下請法という法律等を執行しています。もし、違反行為があった場合には、立入検査や事情聴取を行います。そして、違反行為を速やかに取り除くよう排除措置命令、課徴金納付命令などの措置を行い、競争秩序をいち早く回復できるように努めています。

主な仕事内容（法執行と政策立案）

法執行 —違反行為への厳正な対処—



何を取り締まっているか？

(例) **カルテル**: 複数の企業が、本来各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や供給量などを事業者間で相談して決定し、市場での競争を回避する行為



みんなで一斉に値上げしませんか？

カルテルは、独占禁止法で禁止されている行為。公正取引委員会が調査をしています！カルテルのほかにも、談合などの独占禁止法に違反する行為全般を取り締まっています。



キッズ向けキャラクター「どっきん」

政策立案 —競争環境の整備—

公正取引委員会では、国際的に開かれた自由で公正な活力ある経済社会の形成を目指して、競争政策の積極的な展開を図るための基盤整備に取り組んでいます。独占禁止法のより一層の充実化への取組、規制改革への調査・提言などの活動を行うとともに、国際協力にも力を入れています。

☆法改正・ガイドラインの策定 ☆実態調査 ☆取引慣行の改善に関する提言

採用後の処遇・ワークライフバランス

【採用後の処遇：新規採用者研修】

採用後1ヶ月程度の時間をかけて、新規採用者研修を実施しています。研修では、社会人としてのマナーから国家公務員・公正取引委員会職員としての心構え、必要な知識及び技能について学ぶことができます。

【ワークライフバランス】

公正取引委員会では、ワークライフバランス推進に向けて様々な取組を行っています。テレワークやフレックスタイム制をはじめ、男性職員の育児休暇等も推進しております。公正取引委員会中国支所の平均残業時間は、約4時間/月であり、また、年次休暇は業務に支障のない範囲で積極的に取得できるよう環境づくりを行っています。

先輩職員からのメッセージ



私は、令和6年4月から総務課総務係として働いています。現在、広報業務、相談対応や会計業務を担当しています。広報業務では、中国地方各地の中学校や高校、大学に赴いて講師として独占禁止法の考え方等を教える「独占禁止法教室」を開催したり、有識者からヒアリングをしたりしています。総務課の業務は、とても幅広いため、1年目から貴重な経験ができます。また、地方事務所は、人数が少ないため、総務課以外の業務（立入検査等）も経験する機会があります。

業務で分からないことがあるときは、新規採用者研修で仲良くなった同期や、頼りになる先輩方が優しく教えてくれます。相談しやすく、風通しのよい職場だと感じます。皆さんと働くことができる日を楽しみにしています！

令和6年度採用 一般職（大卒）

私が所属している審査課では、独占禁止法違反被疑事実の調査依頼の受付や、違反被疑事件の調査（立入検査・事情聴取等）を行っています。現在は、とある地域の談合事件を担当しています。

公正取引委員会では、若手であっても事情聴取等の主担当を任せられる機会があり、若いうちから貴重な経験を積むことができます。また、特定の業界だけではなく、多種多様な業界に関する事件等を扱うため、豊富な知識を身に付けることもできます。俗に言う「カップラーメンからロケットまで」を担当している組織です。様々な業界について、情報収集の手段や競争政策上の問題点等を上司や先輩と議論しながら業務を進めていくことは、難しいながらもやりがいを感じます。

令和4年度採用 一般職（大卒）



私が所属している下請課では、中小企業における賃上げの関係などで話題の「下請法」に関する業務を行っています。下請法に違反しているおそれのある親事業者に立入調査を行ったり、親事業者との関係で悩んでいる下請事業者からの相談を受けたりと、企業の生の声に耳を傾けながら仕事をします。地域に密着した仕事がしたい方や、頑張る企業を支える仕事がしたい方、公正取引委員会なら、きっとやりがいのある仕事ができるはずです！

令和2年度採用 一般職（大卒）

私は、取引課において、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談対応、消費者庁から委任されている景品表示法の調査、そして、新たに令和6年11月から施行されたフリーランス法に関する業務を担当しています。フリーランス法は、働き方の多様化が進む中で、フリーランスが安定して働くことができる環境を整備するための取引の適正化等のルールを定めたものです。今はこのフリーランス法に関する業務に対応するため、新たにチームを立ち上げるとともに、法律の説明会を実施するなど普及啓発に取り組んでいます。社会の変化を直に感じられるエキサイティングな業務です。

平成20年度採用 一般職（大卒）



【問い合わせ先】

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課

電話 082-228-1501

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階

ホームページ「https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/」または「公取委」で検索